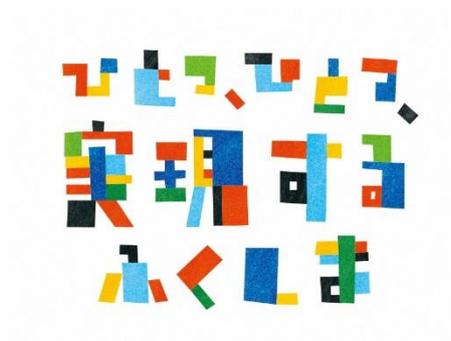


福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業

執行団体公募要領

申請受付期間：令和8年3月5日（木）～令和8年3月19日（木）



令和8年度

福島県生活環境部産業廃棄物課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

電話：024-521-7264

FAX：024-521-7984

I. 事業の概要

1 趣旨

県は、県内の産業廃棄物処理に携わる事業者の資質の向上、産業廃棄物の適正処理を推進するため、知事が適当と認める者（以下「執行団体」という。）が行う「福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業」に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 対象となる事業

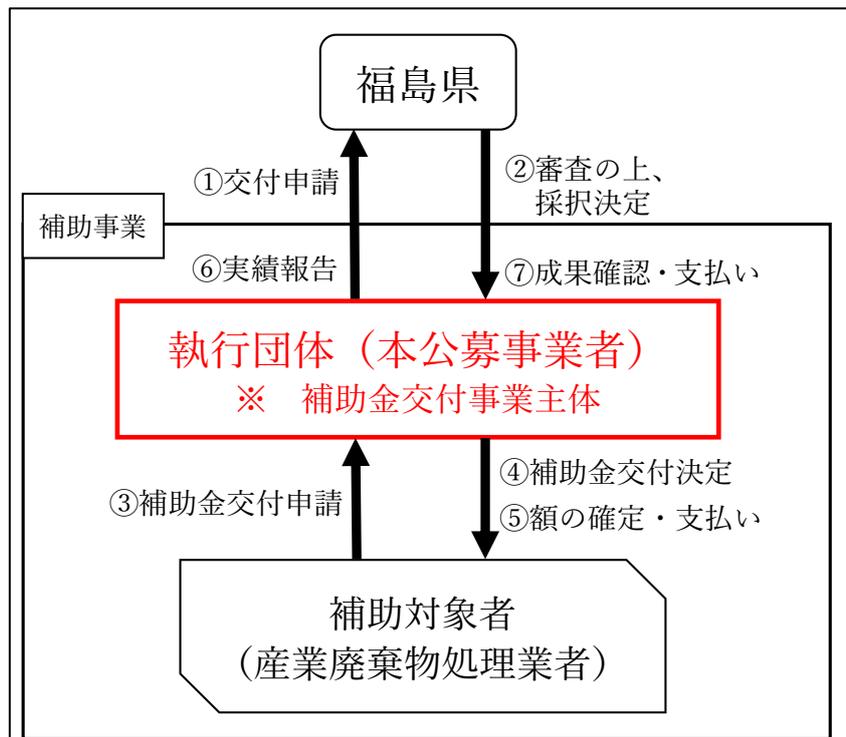
補助金は、知事が適当と認める執行団体が行う以下の事業に対して補助金を交付します。事業イメージは以下のとおりです。

(1) 産業廃棄物処理業人材育成等支援事業

県内の産業廃棄物処理業者（以下「補助対象者」という。）が業務に必要な知識の習得、資質向上を図るため、補助対象となる講習会等を受講するために必要な経費の一部を補助する事業。

(2) 産業廃棄物優良認定事業者育成事業

補助対象者が優良認定産業廃棄物処理業者の認定に必要な規格等（「ISO14001」、「エコアクション 21」、「事業の透明性に係る基準に基づく適合証明」）の審査、認証及び登録に要する費用の一部を補助する事業。



3 補助金の区分等

補助金の区分、補助対象経費の内容及び補助率は次のとおりです。

ただし、次に掲げる経費については、対象経費から除きます。

- ・ 補助金の交付決定日の属する年度の2月末日までに支払いが完了しない経費。
- ・ 補助事業を実施するために直接必要な費用と認められないもの。

(1) 補助対象事業

No	区分	補助対象経費の内容	補助件数	補助額・補助率
1	産業廃棄物処理業人材育成等支援事業	補助対象者が2(1)の補助対象講習会等を受講するために必要な経費のうち、受講料及び受験料 補助対象講習会等の詳細は3(2)のとおり	50件	補助額 60千円以内 補助率 3分の2
2	産業廃棄物優良認定事業者育成事業	補助対象者が2(2)の補助対象規格等の取得に必要な経費のうち、審査、認証及び登録に要する費用 補助対象規格等の詳細は3(3)のとおり	5件	補助額 200千円以内 補助率 2分の1

(2) 補助対象講習会等

主催団体	名称	補助件数
公益財団法人 全国産業資源循環連合会	産業廃棄物処理 実務者研修会 (eラーニング)	50件
	産業廃棄物処理 現場業務eラーニング講座	
	産業廃棄物処理検定	
一般財団法人 日本環境衛生センター	産業廃棄物処理施設技術管理者講習 基礎・管理課程	
	産業廃棄物処理施設技術管理者講習 管理課程	

(3) 補助対象規格等

補助対象者は各規格等において、初めて認証又は登録を受ける者で、かつ過去に優良認定事業者育成事業を受けたことがない者に限る。

なお、一度に複数の規格等の補助金交付申請をできるものとする。

規格等	対象となる経費	補助件数
ISO14001	ISO14001 を認証する審査登録機関へ支払う次の経費。 ①申込手数料 ②文書審査費 ③予備審査費 ④本審査費 ⑤登録手数料	5 件
エコアクション 21	エコアクション 21 を認証・登録する審査機関（一般財団法人持続性推進機構）へ支払う次の経費。 ①審査人による審査費（旅費（交通費及び宿泊料）を除く。） ②認証又は登録費	
事業の透明性に係る基準に基づく適合証明	事業の透明性に係る基準に基づく適合証明を認定する認定機関（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団）へ支払う経費（適合証明申込手数料のうち、利用料金に係る費用）。	

4 執行団体

- (1) 執行団体は、県内に主たる事務所を置く法人格を有する団体であって、産業廃棄物の適正処理等の推進を図ることを目的とした団体とします。
- (2) 執行団体は、次に掲げる事項を全て満たさなければなりません。
 - ア 補助事業を的確に遂行するため、十分な体制が構築されていること。
 - イ 補助事業を的確に遂行するため、当該分野に関連する事業の実績又は知見を有すること。
- (3) 本補助事業は、いわゆる反社会的勢力に該当する者は行うことができません。

5 対象事業期間

対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から当該年度の2月末日までとします。

6 補助事業終了後の実績報告書の提出

執行団体は、補助事業終了後、福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金実績報告書（第6号様式）を提出しなければなりません。

※補助金交付要綱様式

7 採択件数及び補助上限額

執行団体の採択件数は1事業者とし、補助上限額は4,435千円とします。

8 補助金の支払方法

補助事業の補助対象経費の支払いを証明する書面（受講証明書、領収書等）を確認し、補助金の額の確定後に補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払いをすることができます。

9 執行団体の義務

執行団体は、先に掲げた補助事業完了後の実績報告書の提出のほかに、次に掲げる義務を負います。

- (1) 福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金交付申請書（第1号様式）の提出から補助事業の完了までの間に、補助事業の当初の経費配分や実施内容に変更が生じる場合（軽微な変更を除く）、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ県の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業により作成した書類及び関係書類を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。

10 審査方法

- (1) 執行団体は県が設置した審査会において書面審査を行い、1者を採択します。
- (2) 採択に当たっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる事項について総合的に判断しますので、計画書等作成の際に御留意ください。

ア 補助事業の理解度

- ・補助事業の趣旨に沿った事業計画となっているか。

イ 補助金交付団体としての適格性

- ・産業廃棄物の適正処理に関する理解があり、補助事業の遂行に必要な組織体制となっているか。
- ・補助金交付事業の経験・実績や、補助金交付事務の経験のある者の配置があるか。

ウ 経費計上の妥当性

- ・対象経費の計上について妥当性があるか。

11 公募期間

令和8年3月5日（木）～ 令和8年3月19日（木）午後5時締切 ※申請受付期間
審査後、その結果（採択又は不採択）を申請者宛てに通知することとします。

その後、採択、交付決定、補助事業開始となります。

12 交付決定の効力

本件公募は、その補助事業に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、交付決定の効力が生じます。

1.3 その他

採択となった場合には、事業者名、所在地等を公表しますので、あらかじめ御了承願います。

1.4 本事業に関する問い合わせ先

福島県生活環境部産業廃棄物課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7264

FAX 024-521-7984

電子メール sangyou@pref.fukushima.lg.jp

II. 申請に必要な書類等

申請には、以下の書類を申請受付期間内に、郵送又は持参により提出先へ2部（正本1部、副本1部）提出してください。

- 1 福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
※補助金交付要綱様式
- 2 事業計画書（別紙1）
※補助金交付要綱様式
- 3 補助事業に要する経費内訳書（別紙2）
※補助金交付要綱様式
- 4 暴力団排除に関する誓約書
※本募集要領様式
- 5 役員一覧
※本募集要領様式
- 6 団体規約又は定款
※写し可

【提出先】

福島県生活環境部産業廃棄物課

〒960-8670（県庁専用郵便番号）

福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7264

FAX 024-521-7984

電子メール sangyou@pref.fukushima.lg.jp

暴力団排除に関する誓約書

福島県知事 様

私は、次の1の各号のいずれかに該当し、若しくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、又は1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、福島県産業廃棄物優良事業者育成支援事業補助金の交付が拒絶又はその交付決定が取消されても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

1 貴県との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団関係企業・団体
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) 次のいずれかに該当する関係にある者
 - ① 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ② 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ④ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ⑤ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴県の信用を棄損し、又は貴県の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 上記2(1)～(5)の行為があった場合は法的処置(民事、刑事)を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住所(又は所在地)

社名

代表者名又は個人事業主の氏名

(責任者氏名： 、担当者氏名： 、連絡先：)

